

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 53 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

第 1 条 和歌山県税条例（昭和 25 年和歌山県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条の 13 の 3 中「100 分の 25」を「63 分の 17」に改める。

第 2 条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

第 42 条の 13 の 3 中「63 分の 17」を「78 分の 22」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

（第 1 条の規定による和歌山県税条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の和歌山県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 77 第 1 号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税

法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び施行日以後に保税地域（同項第2号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（第2条の規定による和歌山県税条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の和歌山県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、第1項ただし書に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。